

# 業務及び財産の状況に関する説明書

〔2022年12月期〕

この説明書は、金融商品取引法第46条の4の規定に基づき、全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供するため、又はインターネット等で公表するために作成したものです。

**タレットプレボン ETP 株式会社**

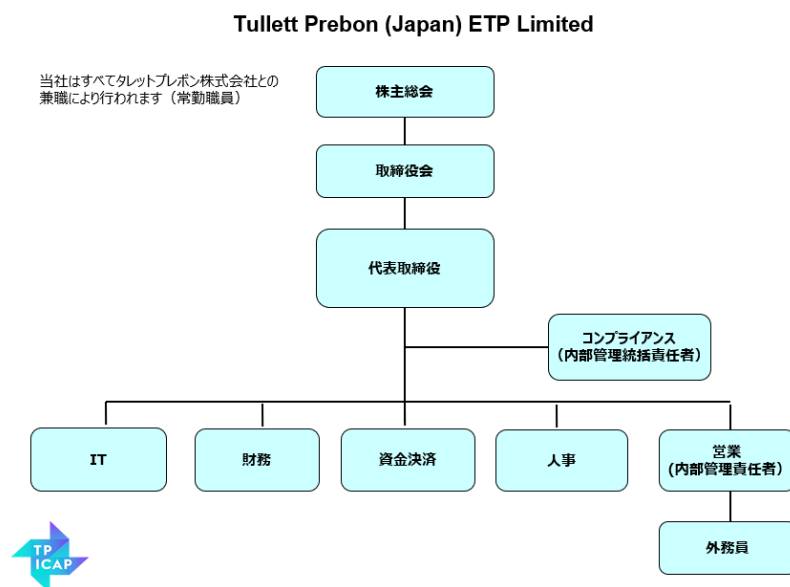
## I 当社の概況及び組織に関する事項

1. 商号                   タレットプレボン ETP 株式会社
2. 登録年月日       2015 年 6 月 29 日（関東財務局長（金商）第 2848 号）
3. 沿革及び経営の組織

### (1) 会社の沿革

2002 年 8 月	会社設立（タレット・プレボン・ジャパン株式会社）資本金 1,000 万円で設立
2014 年 2 月	タレット・プレボン・FXO・ジャパン株式会社へ商号変更
2015 年 1 月	タレットプレボン ETP 株式会社へ商号変更
2015 年 4 月	資本金 5,000 万円の増資
2015 年 6 月	第一種金融商品取引業者登録完了
2015 年 7 月	資本金 3 億円の増資
2015 年 9 月	電子取引基盤運営業務へ業務方法の変更手続き完了
2021 年 12 月	ロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate「LIBOR」）の廃止に伴い「東京ターム物リスク・フリー・レート」（TORF）を採用

### (2) 経営の組織



### 4. 主な株主の氏名及び所有株式数

氏名	持株数 (株)	議決権割合 (%)
プレボン リミテッド	576 株	80
東京短資株式会社	144 株	20

5. 役員の名義又は名称

役職名	氏名又は名称	代表権の有無	常勤・非常勤の別
代表取締役	フアーガス・ダンカン	有	常勤
取締役	タスマン・ラベル	無	非常勤
取締役	アンドリュー・キース・エバンス	無	非常勤
取締役	松本 英昭	無	非常勤
取締役	増本 禎	無	非常勤
監査役	ヤオ・レイ・ヨン	無	非常勤

6. 政令で定める使用人の氏名及び役職名

(1) 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者

氏名	役職名
相澤 建太	コンプライアンス オフィサー (内部管理統括責任者)

(2) 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する者の氏名  
該当事項はありません。

7. 業務の種類

金融商品取引業

業務の種類
法第28条第1項第2号に掲げる行為に係る業務

8. 本店その他の営業所の名称及び所在地

名称	所在地
本店	〒107-0052 東京都港区赤坂二丁目17番7号 赤坂溜池タワー

9. 他に行っている事業の種類

該当事項はありません。

10. 苦情処理及び紛争解決の体制

顧客から当社に関する苦情を受け取った者は、その者が所属する部門の長に当該苦情の全内容を速やかに報告します。そして当該部門長は、遅滞なく苦情の概要報告書を作成し、内部管理統括責任者に当該報告書を提出します。内部管理統括責任者は速やかに、当該部門長と協力して当該苦情の収拾に努め適切な処置を講じます。

この点について、内部管理統括責任者は、当該苦情の性質及び内容に応じ処理に当たべき者（以下「苦情処理担当者」という。）を指名することができ、指名された苦情処理担当者は、苦情調査の進捗状況、経緯、結果、苦情発生後の対応、今後の処理、意見及び当社の方針、慣行並びに営業方法の改善に関する提案を適宜、内部管理統括責任者に報告します。内部管理統括責任者は、苦情処理状況、対策及び当社の方針、慣行並びに営業方法について望ましい変更を国内における代表者に敏速に報告します。尚、苦情処理については外部機関として証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）を活用し対応いたします。

11. 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称  
金融商品取引業協会：日本証券業協会  
認定投資者保護団体：特非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター

12. 会員又は取引参加者となる金融商品取引所の名称又は商号  
該当事項はありません。

13. 加入する投資者保護基金の名称  
該当事項はありません。

## II 業務の状況に関する事項

### 1. 当期業務の状況

前身であるタレット・プレボン・ジャパン株式会社が2002年8月設立以来、従事してきた通貨オプション取引の媒介業務を姉妹会社のタレットプレボン株式会社に移管後（タレット・プレボン・FXO・ジャパン株式会社へ商号変更）、営業活動を休止しておりましたが、2015年1月にタレットプレボン ETP 株式会社へ商号変更、2015年6月に第一種金融商品取引業者として登録し、特定店頭デリバティブ取引の媒介業務（電子取引基盤運營業務）を2015年9月1日より提供しております。

事業年度の業績といたしましては、2021年12月末、これまで採用していたロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate, 以下、「LIBOR」という。）が公表を停止することに伴い、この代替として「東京ターム物リスク・フリー・レート」（TORF）が採用されることとなり同年12月6日よりこれら指標を採用しサービスを提供してあります。

東京ではCOVID19緩和政策により取引の推移がCOVID19発生以前の状態に完全に戻ったとは言えないものの2022年シーズンは営業収益が84百万円（前年比199%増）、営業利益4百万円（前年比207%増）、経常利益4百万円（前年比207%増）、当期純利益は2百万円（前年比140%増）という結果となりました。

## 2. 業務の状況を示す指標

当事業年度の主な収益と費用の概況は、以下のとおりであります。

### (1) 経営成績の推移

(単位：百万円)

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
資本金	300	300	300
発行済株式の総数	720	720	720
営業収益	88	42	84
受入手数料	88	42	84
トレーディング損益	—	—	—
純営業収益	5	2	4
経常利益	5	2	4
当期純利益	3	1	2

・トレーディング損益その他の自己取引に係る損益の内訳  
該当事項はありません。

・株式の売買高およびその受託の取扱高  
該当事項はありません。

・国債証券、社債券、株券および投資信託の受益証券の引受高、売出し高および募集、  
売出しまたは私募の取扱高  
該当事項はありません。

・その他の業務の状況  
該当事項はありません。

### (2) 有価証券引受・売買等の状況

#### ① 株式売買高の推移

(単位：百万円)

項 目	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
自 己	—	—	—
委 託	—	—	—
合 計	—	—	—

② 有価証券の引受及び売出し並びに特定機関投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況  
該当事項はありません。

(3) その他業務の状況  
該当事項はありません。

## (4) 自己資本規制比率の状況

(単位：百万円)

項 目		2020年 12月期	2021年 12月期	2022年 12月期
自己資本規制比率 (A)/(B)×100 (%)		1184.7	2115.8	1683.7
固定化されていない自己資本 (A)		336	339	341
リスク 相当額	—	—	—	—
	取引先リスク相当額	4	4	4
	基礎的リスク相当額	19	11	16
	計	23	16	20

## (5) 使用人及び外務員の状況

区 分	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
使用人 (内証券外務員)	28人 (23人)	21人 (16人)	20人 (15人)

### Ⅲ 財務の状況に関する事項

#### 1. 経理の状況

##### (1) 貸借対照表

資産の部

単位：千円

	2021年12月31日現在	2022年12月31日現在
科目	金額	金額
(流動資産)		
現金・預金	343,159	335,506
未収仲介手数料	3,111	17,636
前払費用	210	210
未収消費税	99	—
仮払金	0	0
流動資産計	346,580	346,580
(固定資産)		
有形固定資産	71	47
器具備品	71	47
投資その他の資産	1,508	1,508
長期前払費用	—	—
繰延税金資産	1,508	1,508
固定資産計	1,579	1,555
資産合計	348,160	354,909

負債・純資産の部

単位：千円

	2021年12月31日現在	2022年12月31日現在
科目	金額	金額
(流動負債)		
未払金	2,341	5,208
未払費用	4,123	4,183
未払法人税等	756	1,885
流動負債計	7,221	11,277
負債合計	7,221	11,277
(純資産の部)		
株主資本	340,938	343,632
資本金	300,000	300,000
利益剰余金	40,938	43,632
繰越利益剰余金	40,938	43,632
純資産合計	340,938	343,632
負債・純資産合計	348,160	354,909

## (2) 損益計算書

単位：千円

	自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日	自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日
科目	金額	金額
(営業収益)		
金利デリバティブ仲介手数料	42,364	84,599
(営業費用)		
販売費及び一般管理費	40,313	80,344
営業利益	2,050	4,255
(営業外収益)		
受取利息	3	3
雑益	7	0
貸倒引当金戻入益	466	—
(営業外費用)		
為替差損	—	0
経常利益	2,527	4,258
税引前当期純利益	2,527	4,258
法人税・住民税及び事業税	1,303	1,564
法人税等調整額	△258	—
当期純利益	1,482	2,693



## (3) 株主資本等変動計算書

当事業年度（自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日）

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産 合 計
	資本金	利益剰余金			株 主 資 本 合 計	
		利 益 準 備 金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
2021 年 1 月 1 日残高	300,000	—	39,455	39,455	339,455	339,455
事業年度中の変動額						
当期純利益			1,482	1,482	1,482	1,482
事業年度中の変動額合計			1,482	1,482	1,482	1,482
2021 年 12 月 31 日残高	300,000	—	40,938	40,938	340,938	340,938

当事業年度（自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日）

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産 合 計
	資本金	利益剰余金			株 主 資 本 合 計	
		利 益 準 備 金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
2022 年 1 月 1 日残高	300,000	—	40,938	40,938	340,938	340,938
事業年度中の変動額						
当期純利益			2,693	2,693	2,693	2,693
事業年度中の変動額合計			2,693	2,693	2,693	2,693
2022 年 12 月 31 日残高	300,000	—	43,632	43,632	343,632	343,632

2. 借入金の主要な借入先及び借入金額

該当事項はありません。

3. 保有する有価証券（トレーディング商品に属するものとして経理された有価証券を除く。）の取得価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

4. デリバティブ取引（トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。）の契約価額、時価及び評価損益

該当事項はありません。

5. 財務諸表に関する監査法人等による監査の有無

当事業年度（2022年1月1日から2022年12月31日まで）の財務諸表については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

	前事業年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)
1. 固定資産の減価償却の方法	1 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産 器具備品のみ保有しており定額法により償却しております。なお、保有しております器具備品の耐用年数は次のとおりであります。 器具備品 10年	同左
2 収益及び費用の計上基準	該当なし	当社は為替、通貨及び金利にかかるデリバティブ取引の媒介を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りであります。 先物外国為替の売買取引の媒介 媒介手数料は、顧客との契約に基づいて対象商品の媒介を執行する履行義務を充足したときに認識されません。当該履行義務は約定日において充足されると判断しており、一時点で収益を認識しております。
消費税等の会計処理	②消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。	同左
会計方針の変更	従来建物付属設備及び器具備品の減価償却方法について定率法を採用しておりましたが、当事業年度から定額法に変更しております。この変更は、当社親会社である TPICAP のグループ会社間の事業見直しを契機に親	収益認識に関する会計基準の適用 「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準適用指針第 30 号 令和 2 年 3 月 31 日)等を当会計期間の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時

	<p>会社グループの会計方針と整合性をも多雪為に実施したものです。尚、この変更に伴い発生する償却額の増減及び1株当たり当期純利益への影響は、報告単位に満たない軽微なものとなっております。</p>	<p>点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。この変更が財務諸表に与える影響はありません。</p> <p>時価算定に関する会計基準の適用 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会)等を当会計期間の機種から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。この変更が財務諸表に与える影響はありません。</p>
(追加情報)	<p>(未適用の会計基準等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準適用指針第29号 平成30年3月30日)</li> <li>・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)</li> </ul> <p>(1)概要 国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASB においては国際財務報告基準(IFRS)第15号、FASB においては Topic 606) を公表しており、IFRS 第15号は平成30年1月1日以降に開始する事業年度から、Topic606 は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用させる状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS 第15号と整合性を図る便益の一つである財務諸表間の比較可能性の観点から IFRS 第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされています。</p> <p>(2)適用予定日 現時点では検討中であり、未定です。</p> <p>(3)当該会計基準等の適用による影響 「収益認識に関する会計基準」等の適用による計算書類への影響額については、現在評価中です。</p>	<p>該当なし</p>

	<p>・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 令和2年3月31日)</p> <p>(1)概要 当年度の財務諸表に計上した金額会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。</p> <p>(2)適用予定日 現時点では検討中であり、未定です。</p> <p>(3)当該会計基準等の適用による影響 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」等の適用による計算書類への影響額については、現在評価中です。</p>	
--	---	--

【貸借対照表に関する注記】

	前事業年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)
有形固定資産の減価償却累計額	器具備品 236 千円	器具備品 260 千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 発行済株式の種類及び総数

前事業年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)

株式の種類	2021 年 1 月 期	増加	減少	2021 年 12 月 期
普通株式 (株)	720	—	—	720

当事業年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)

株式の種類	2022 年 1 月 期	増加	減少	2022 年 12 月 期
普通株式 (株)	720	—	—	720

【年度末日 (12 月 31 日時点) 特定店頭デリバティブ取引 (トレーディング商品に属するものとして経理された取引を除く。) の契約価額、時価及び評価損益】 (単位: 百万円)

・前事業年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日)

取引の種類	媒介等	自己	計
電子取引基盤使用義務対象 円金利スワップ	5	—	3

・当事業年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日)

取引の種類	媒介等	自己	計
電子取引基盤使用義務対象 円金利スワップ	66	—	66

2. 配当に関する事項	前事業年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日) 該当事項はありません	当事業年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日) 該当事項はありません。
-------------	--	---

3. 新株予約権等に関する事項	前事業年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日) 該当事項はありません	当事業年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日) 該当事項はありません。
-----------------	--	---

4. 重要な後発事象にする注記	前事業年度 (自 2021 年 1 月 1 日 至 2021 年 12 月 31 日) 該当事項はありません	当事業年度 (自 2022 年 1 月 1 日 至 2022 年 12 月 31 日) 該当事項はありません。
-----------------	--	---

#### IV 管理の状況

##### 1. 内部管理の状況の概要

代表取締役は、会社を代表し重要事項の決済・実行を行うと共に法令、定款、株主総会、取締役会の決定に従い会社業務を統括しております。取締役は、取締役会で定められた業務ならびに会社の業務全般について代表取締役を補佐し、その委任する担当職務を行っております。監査役は、会社の会計・業務監査を実施し、取締役会に出席し意見ならびに業務執行の提言を行います。各部責任者に関しては、内部管理統括責任者が各部門を管掌しております。

##### コンプライアンス体制

法令諸規則の遵守を確保するためコンプライアンス部を設置しており、日常業務活動について社内各部の確認依頼を受け、その内容が法令に遵守しているかを確認するとともに社内各部を指導・監督し、役職員向けの教育・研修を定期的実施しております。

##### 内部監査の体制

コンプライアンス部門により年次監査計画が策定され、年次監査計画に基づき各部署に対して以下の各号に掲げる監査を実施しております。

業務監査：法令、規則等の遵守状況、業務の適切性の評価

特命監査：代表取締役又は取締役会が特例で依頼した事項の評価

##### 2. 分別保管の状況

###### (1) 金融商品取引法第 43 条の 2 の規定に基づく分別管理の状況

###### ① 顧客分別金信託の状況

・ 前事業年度

項 目	2021 年 12 月 31 日現在 金額 (百万円)
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	—

顧客分別金信託額	—
期末日現在の顧客分別金必要額	—

・当事業年度

項 目	2022年12月31日現在 金額（百万円）
直近差替計算基準日の顧客分別金必要額	—
顧客分別金信託額	—
期末日現在の顧客分別金必要額	—

② 有価証券の分別保管

	前事業年度 （自2021年1月1日至2021年12月31日）	当事業年度 （自2022年1月1日至2022年12月31日）
①保護預り有価証券	該当事項はありません。	該当事項はありません
②受入代用有価証券	該当事項はありません。	該当事項はありません
③管理の状況	該当事項はありません。	該当事項はありません。

V連結子会社等の状況

- ・前事業年度（自2021年1月1日至2021年12月31日）  
該当はありません。
- ・当事業年度（自2022年1月1日至2022年12月31日）  
該当はありません。